

池田市子ども条例の一部改正（案）の概要

	改正前（概要）	改正後（概要）	見直しのポイント
基本理念	子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 <u>(1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、保護されること。</u>	子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 <u>(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしてい取り組むこと。</u> <u>ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。</u> <u>イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。</u> <u>ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。</u> <u>エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。</u>	「子どもの権利」を定義します。また、「子どもの権利」の主体は子どもであることを明確にします。 ア～エの4つの事項は、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則（「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」）に相当するものです。

	(2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。 (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。	(2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。 (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。	
基本目標	市は、基本理念にのっとり、その責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。 <u>(1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり</u> <u>(2) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり</u> <u>(3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり</u> <u>(4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり</u> <u>(5) 子どもの人権を守る環境づくり</u> 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。	市は、基本理念にのっとり、その責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。 <u>(1) 子どもの人権を守る環境づくり</u> <u>(2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり</u> <u>(3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり</u> <u>(4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり</u> <u>(5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり</u> 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。 <u>市は、子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u>	5 番目に置いていた「子どもの人権を守る環境づくり」について、「子どもの人権」の意味を含んだ「子どもの権利」に言い換え、また、その重要さを強調するため 1 番目に移動させます。 子どもの最善の利益を実現する観点から、当事者である子どもや保護者などから意見を聴く機会を作り、施策に反映させる必要があ

			ります。現在、その方法として子どもを対象としたパブリックコメントを検討しており、より効果的な意見反映の在り方や実践方法を検討していきます。
計画策定	<u>市は、市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て事業計画を策定するものとする。</u>	<u>市は、子どもの育成に係る施策その他子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法（令和４年法律第７７号）第１０条第２項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として策定するものとする。</u>	本市は、令和７年度に、こども基本法の規定により策定を努力義務とされた市町村こども計画（こども大綱（政府が子どもに関する施策を総合的に推進するために策定した大綱）の内容を勘案して市町村が策定する子どもに関する施策についての計画）の策定を予定しています。従来も子どもの育成に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため各種法令に基づく子どもに関する計画を一体として策定してきましたが、今後は、市町村こども計画を主とし、各種法令に基づく計画を一体として策定することとするため、規定を整備します。
その他	文言の整備など、規定の内容に影響のない整備をします。		